

「中小企業者等金融円滑化法」への対応

大阪東信用金庫

1

金融円滑化対応への基本方針

- 当金庫は、地元中小企業はじめ地域の皆様のさまざまな資金ニーズにお応えするとともに、ご利用期間中の環境変化による条件変更等のご相談については、誠実かつ丁寧に対応を図ることを当金庫の基本的取組方針とし、引き続きお客様中小企業者等の金融円滑化に全力を傾注してまいります
- 今回の「中小企業者等金融円滑化法」の立法趣旨に鑑み、また、ひがしん景気動向調査にみる地域経済の現況等を踏まえ、お客様の各種ご相談にお応えすべく、今般、以下のとおり組織体制を整備しました
- 本部に「金融円滑化推進委員会」を設置、また、審査部に「金融円滑化統括責任者」を配置するとともに、営業推進部に「住宅ローン返済相談窓口」を設けました
- 営業部店に「金融円滑化相談窓口」を設置するとともに、融資担当次長を「金融円滑化責任者」として任命し、お客様の条件変更等のご相談ご要請事項等への対応について、本部・営業部店の連携をより強化しました

2

体制整備(本部)

- 「金融円滑化推進委員会」を設置する
 - ・委員長は専務理事とし、副委員長は審査担当常務理事および営業推進担当常務理事とする
 - ・委員は審査部長、同次長、営業推進部長、同次長とし、必要に応じ委員長の指名する者を参加させることができる
 - ・事務局は審査部審査第1グループとする
- (役割)
- ・原則月1回委員会を開催し、必要に応じ随時開催する
 - ・条件変更等の対応状況を把握する
 - ・非応諾案件の対応状況を把握する
 - ・対応状況を理事会に報告する
 - ・当局への報告

3

- 審査部に「金融円滑化統括責任者」を配置し、統括責任者は審査担当常務理事とする
- (役割)
- ・中小企業者向け条件変更の統括
 - ・住宅ローン条件変更の統括
 - ・条件変更等にかかる苦情の統括
- 営業推進部住宅ローンセンターに「住宅ローン返済相談窓口」を設置し、統括責任者は営業推進担当常務理事とする
- (役割)
- ・住宅ローンの返済相談にかかる常設窓口を設置する

4

体制整備(営業部店)

- 営業部店に「金融円滑化相談窓口」を設置するとともに、融資担当次長を「金融円滑化責任者」に任命する

(役割)

- ・お客様からの融資相談、条件変更等相談に迅速・誠実に対応するとともに、審査部「金融円滑化統括責任者」に状況を報告する
 - ・条件変更等にかかる苦情相談の窓口
- 施行日 平成21年12月1日

5

金融円滑化についてのご照会・ご相談は、
フリーダイヤルでお問合せください。

0120 - 14 - 0885

6